

改正

平成18年3月31日規則第47号

平成20年12月10日規則第33号

平成23年4月22日規則第31号

平成27年12月14日規則第47号

三次市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三次市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成16年三次市条例第144号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(受給資格の認定)

第3条 条例第4条第1項の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給者資格認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 条例第3条第2項第2号の規定により所得要件を付されている者に前年分の所得税（1月から7月までの申請の場合は、前々年分の所得税とする。）が課されていないことを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 前項の申請には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証若しくは組合員証を提示しなければならない。

(登録及び受給者証)

第4条 市長は、条例第4条の規定により受給資格があると認定したときは、当該申請者の登録を行い、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(受給者証の更新申請等)

第5条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給者証更新申請書（様式第3号）に条例第3条第2項第2号の規定により所得要件を付されている者に前年分

の所得税が課されていないことを証する書類及び受給者証を添えて、市長に提出して受給者証の更新を申請しなければならない。

2 前項の申請には、第3条第2項の規定を準用する。

(受給者証の再交付申請)

第6条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破損し、又は汚損した場合は、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

(ひとり親家庭等医療費の申請)

第7条 条例第7条第1項の規定によるひとり親家庭等医療費の申請は、ひとり親家庭等医療費支給申請書（様式第5号）によるものとする。

2 条例第7条第2項の規定により、保険医療機関等が市長に対して、ひとり親家庭等医療費の請求をするときは、ひとり親家庭等医療費請求書（様式第6号）によるものとする。

(氏名変更等の届出)

第8条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 住所の変更
- (2) 氏名の変更
- (3) 条例第5条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者又は共済組合の医療に関する給付内容の変更
- (4) 被保険者証又は組合員証の記号番号の変更

(届出の様式)

第9条 条例第8条の規定による届出は、次に掲げる様式によるものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき ひとり親家庭等医療費受給者証記載事項等変更届（様式第7号）
- (2) 条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなったとき ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（様式第8号）
- (3) ひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたとき 第三者行為による被害届（様式第9号）

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに受給者証を返還しなければな

らない。

(1) 条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなったとき。

(2) 受給者証の有効期間が満了したとき。

(3) 第6条の規定により、受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したとき。

(添付書類の省略)

第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等について、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(ひとり親家庭等医療に関する処分の通知)

第12条 市長は、ひとり親家庭等医療の助成金に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者又は届出人に通知しなければならない。この場合において、当該処分が当該申請者又は届出人について不利益となるものであるときは、その理由を付記しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三次市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年三次市規則第11号)、君田村ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和59年君田村規則第7号)、布野村ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年布野村規則第13号)、作木村ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年作木村規則第6号)、吉舎町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年吉舎町規則第6号)、ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年三良坂町規則第17号)、三和町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年三和町規則第11号)又はひとり親家庭等医療費支給条例施行規則(昭和54年甲奴町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年規則第47号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三次市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の規定は、平成18年8月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定

訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、平成20年4月1日から平成20年7月31日までの間における改正後の三次市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則様式第2号の規定の適用については、同様式中「500円」とあるのは「250円」と読み替えるものとする。

附 則（平成23年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月14日規則第47号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。